

国民健康保険料賦課限度額の改正について

1 目的

国民健康保険制度では、高所得者層に対する保険料負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険料負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。

令和6年度における賦課限度額について、国民健康保険法施行令の改正により、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が22万円から24万円に引き上げられます。

これに伴い、明石市国民健康保険条例においても同様の改正を図るものです。

2 概要

令和6年度における賦課限度額について政令の基準どおり、後期高齢者支援金等分を22万円から24万円に改正します。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計(①+②+③)
現行	65万円	22万円	17万円	104万円
改正	65万円	24万円	17万円	106万円
引上額	—	+2万円	—	+2万円

3 影響

対象世帯数…約640世帯（見込み）

保険料影響額…約1,200万円増加（見込み）

4 施行期日

令和6年4月1日

5 今後の予定

本協議会の答申を受け、明石市議会に明石市国民健康保険条例改正案を提案する予定です。